

## 一般社団法人中部日本整形外科災害外科学会学術集会規則

第1条 この規則は、一般社団法人中部日本整形外科災害外科学会（以下「中部整災」という。）定款第24条に基づき、中部整災が開催する学術集会の運営等に関する事項について定める。

第2条 中部整災の開催する学術集会は、次のとおりとする。

中部日本整形外科災害外科学会・学術集会（Meeting of the Central Japan Association of Orthopaedic Surgery and Traumatology）：整形外科学及び災害外科学全般にわたる研究発表、連絡、提携を行う。

第3条 各学術集会には、会長、次期会長、次々期会長、次々々期会長、次々々々期会長、次々々々々期会長（以下「会長等という。」）各1名を置く。

- 2 各学術集会の会長は、自ら当該学術集会を主宰するほか、この規則に定めるところに従って学術集会の開催及び運営に関する事項を決定する。
- 3 各会長は、自らが主宰する学術集会を成功に導き、中部整災が学術集会開催を通じて整形外科学及び災害外科学に関する研究の発展に貢献しなければならない。
- 4 会長の任期は、自らが主宰することとなる学術集会の前の学術集会が終了した翌日から自ら主宰する学術集会は終了した日までとする。

第4条 次々々々々々期会長は、学術集会時に開催される理事会で各1名を選出し、社員総会の承認を得る。

第5条 会長等の資格は、中部整災の正会員でかつ評議員である者から選出する。

第6条 学術集会は、毎事業年度に2回（春季及び秋季）開催しなければならない。

- 2 学術集会の日時、会場、企画、予算、担当コンベンション会社は、各委員会の検討を経て、理事会で承認・決定する。
- 3 会長は、自らが主宰する学術集会について、次の事項を決定しなければならない。
  - (1) 学術集会のテーマ
  - (2) 学術集会において発表する主題及び一般演題の内容

- (3) 学術集会において発表する者及びその条件
  - (4) その他、学術集会の開催にあたって必要となる一切の事項
- 4 会長は、前項に掲げる事項を決定し、理事会の承認を得たときは、遅滞なく会員に対して適当な方法で通知するものとする。

第7条 理事長は、学術集会の運営に関する協議を行うため、それぞれの学術集会の会長に理事会への出席を求めることができる。

第8条 中部整災会員(正会員、一時会員、功労会員、名誉会員)は、学術集会に参加することができる。

第9条 学術集会に発表する研究は、その抄録を中部日本整形外科災害外科学会抄録集に掲載する。

第10条 この規則は、理事会の決議によって変更することができる。

附則 この規則は、平成29年3月1日から施行する。